

「国内の労働分野における政策手段を用いた国際課題への対応に関する検討会」

開催要綱

1 趣旨

近年、国際的な人権尊重の社会的要請の高まり等を受け、企業に人権尊重を求める動きが加速し、日本企業においても人権尊重の取組が広がり始めている。こうした動きがある中で、令和5年5月、G7広島サミットの首脳コミュニケにおいても、グローバル・サプライチェーン（GSC）上において、「国際労働基準及び人権、特に国際労働機関（ILO）によって採択された基本条約の尊重を確保すること、また、技術協力によるものを含む、SDGsの目標8に沿ったディーセント・ワークの促進にコミットする。」と合意されるなど、国際労働基準を踏まえた取組や労働者のディーセント・ワークの実現に向けた支援が一層求められている。

これまで、厚生労働省では、国内においては働き方改革の推進など幅広い施策を実施するとともに、国外においてはアジア・太平洋地域を中心として労働安全衛生や児童労働など技術協力を行っている。また、令和4年9月には、国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組をさらに促進すべく、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）（以下「ガイドライン」という。）が策定された。一方で、我が国の企業がGSCにおいてガイドラインに沿って対処するにあたり、具体的な取組方法がわからないという課題もあることから、日本が国内でこれまで実施してきた政策的経験・知見も活用しながら、労働分野での課題に対する解決のプロセス及び国際協力を推進するための戦略について、検討することを目的として検討会を開催する。

2 検討事項

- （1）我が国の企業がGSCにおいて尊重すべき事項について、「労働における基本的な原則及び権利に関するILO宣言」に述べられている基本的権利に関する原則（※）に沿って示す。併せて、企業が取組を進める上で生じている労働分野での具体的な課題について、厚生労働省がこれまで国内において実施してきた既存の法令遵守や労働安全衛生等の施策手法の活用可能性を検討する。
※[結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認]、[あらゆる形態の強制労働の廃止]、[児童労働の実効的な禁止]、[雇用及び職業についての差別の撤廃]及び[安全で健康的な作業環境]の5分野。[安全で健康的な作業環境]については、令和4年6月に追加。
- （2）GSCにおける労働分野の課題を改善、是正するための国際協力の在り方について検討する。

3 運営

- （1）本検討会は、厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）が有識者（別紙）の参集を求めて開催する。
- （2）本検討会においては、厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）が、必要に応じ、（1）の参集者以外の者の出席を求めることができる。
- （3）本検討会の座長は、参集者の互選により選出し、座長代理は必要に応じて座長が指名する。
- （4）本検討会は原則として公開とし、会議資料及び議事録についてもホームページにおいて公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、必要があると座長が認めた場合は、非公開とすることができる。座長の判断により非公開とする場合、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- （5）本検討会の庶務は、厚生労働省大臣官房国際課が行う。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）と協議の上、定める。

国内の労働分野における政策手段を用いた国際課題への対応に関する検討会

構成員名簿

(敬称略。五十音順)

氏名	所属・役職
天瀬 光二	独立行政法人労働政策研究・研修機構副所長
小畑 史子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
川田 琢之	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
久保田 有香	国際機関日本アセアンセンター事務総長補佐
佐藤 博樹	東京大学名誉教授
山田 美和	日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター長